

令和7年第7回大野町農業委員会議事録

令和7年7月4日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第7回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

報第13号 農地法第3条の3の規定による届出について

議第19号 農地法第3条の規定による許可について

議第20号 農地法第5条の規定による許可について

出席農業委員（13名）

1番 末守 吾郎 委員	2番 馬淵 徳次 委員	3番 内田 博人 委員
5番 河本 茂樹 委員	6番 見屋井 美栄子 委員	7番 河野 正和 委員
8番 目加田 菊次 委員	9番 林 和朗 委員	10番 山村 隆昌 委員
11番 野村 茂雄 委員	12番 加納 賢 委員	13番 清水 誠 委員
15番 飯沼 良一 委員		

欠席農業委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（10名）

岡田 松榮 委員	渡邊 靖 委員	久保田 静真 委員	内藤 昭宏 委員
河田 幸則 委員	小森 富雄 委員	田代 定 委員	所 勝重 委員
宮嶋 博幸 委員	野津 正明 委員		

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

林 竜彦 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年7月4日 午前9時00分開会)

○議長 (目加田菊次会長)

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農地利用最適化推進委員の林委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長 (目加田菊次会長)

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を6番の見屋井美栄子委員、7番の河野正和委員にお願いしたいと思います。それでは報第13号について、事務局より説明願います。

[事務局 報第13号の議案説明]

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で112㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で5,535㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で706㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で6,666㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で852㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。9筆で5,878㎡でございます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,497㎡でございます。

報第13号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第13号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第19号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第19号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は12,749㎡となります。担当推進委員は小森委員でございます。

議第19号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第19号の1番の案件につきまして、担当委員であります小森委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（小森富雄委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第19号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第19号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第20号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[事務局 議第20号の議案説明]

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電施設として利用するために申請されました。

補足説明がございます。担当推進委員の欄が空欄となっておりますが、今回の資料の発行後に現況確認書の追加提出がございましたため、担当推進委員は所委員となっております。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電施設として利用するために申請されました。担当推進委員は渡邊委員でございます。

3番でございます。使用借人が、使用貸人より農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第20号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第20号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第20号の2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第20号の3番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第20号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第20号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については8月5日9時より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第7回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 見屋井 美栄子



委員 河野 正和

